

秩父市農業委員会 令和元年 第6回 定例総会 議事録

1 会 期 令和元年6月21日(金) 午後2時01分から
同 日 午後3時09分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(12人)

| | | |
|---------|-----|---------|
| 会 長 | 12番 | 条 東 男 |
| 会長職務代理者 | 2番 | 横 田 友 |
| 会長職務代理者 | 3番 | 高 橋 信 之 |
| 委 員 | 1番 | 新 井 初 男 |
| 委 員 | 4番 | 高 野 忠 財 |
| 委 員 | 5番 | 富 田 和 雄 |
| 委 員 | 6番 | 石 橋 総一郎 |
| 委 員 | 7番 | 新 田 恭 一 |
| 委 員 | 8番 | 豊 田 恵 男 |
| 委 員 | 9番 | 加 藤 勝 市 |
| 委 員 | 11番 | 豊 田 辰 夫 |
| 委 員 | 13番 | 彦久保 利 平 |

4 欠席した委員(1人)

委 員 10番 黒 澤 元 国

5 議事日程

| | |
|------|---------------------|
| 日程第1 | 開 会 ・ 開 議 |
| 日程第2 | 議 事 日 程 の 報 告 |
| 日程第3 | 総 会 成 立 の 報 告 |
| 日程第4 | 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 |
| 日程第5 | 諸 報 告 |
| 日程第6 | 審 議 議 案 の 報 告 |
| 日程第7 | 議 案 審 議 |

議案第25号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

| | | |
|----------|----------------------|-------|
| 議案第26号上程 | 農地法第4条の規定による許可申請について | (4件) |
| 議案第27号上程 | 農地法第5条の規定による許可申請について | (13件) |
| 議案第28号上程 | 農用地利用集積計画の決定について | (1件) |

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員（13人）

| | | |
|------|------|-------|
| 第1区域 | 吉川稔 | 浅見健 |
| 第2区域 | 小林弘 | 笠原広久 |
| 第3区域 | 田口俊夫 | 小久保健司 |
| 第4区域 | 新井一郎 | 大島正一 |
| 第5区域 | 番場誠二 | 齋藤武志 |
| 第5区域 | 引間勲 | |
| 第6区域 | 長谷川満 | 千島初夫 |

7 欠席した農地利用最適化推進委員（1人）

第5区域 高岸義雄

8 農業委員会事務局職員

| | | | |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 齋藤隆夫 | 主席主幹 | 小嶋祥弘 |
| 参 与 | 高野明生 | 主 事 | 岩田直樹 |
| 主席主幹 | 新井幸男 | 主 幹 | 新地広幸 |
| 主事補 | 南 唯 | | |

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長（条会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和元年第6回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長（条会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（糸会長） 本日、10番 黒澤 元国委員、第5区 高岸 義雄推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（糸会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

11番 豊田 辰夫 委員 及び 13番 彦久保 利平 委員のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（糸会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

齋藤事務局長 諸報告について説明いたします。本日付け、報告文書をご覧ください。1の農地改良等に係る届出の受理についてですが、番号1の申請地は原谷小学校の北東約700mの位置にあります。届出事由は、申請地は、道路面より1mほど低く、水が溜まりやすいため、50～100cmほど客土し畑として耕作しやすくしたいためでございます。

なお、農地改良後は柿と梅を作付けする予定でございます。

次に番号2ですが、申請地は特別養護老人ホーム白砂恵慈園の北東100mの位置にあり、先月の総会で農用地利用集積計画の決定をいただいた土地ですが、砂利土と粘土土のため農機具の消耗が激しいのと水はけが悪いため、上質土を30cmほど客土し改良したいとのことです。

なお、農地改良後はしゃくし菜を作付けする予定でございます。

届出内容を審査しましたところ、いずれも改良する面積が1,000㎡未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当し、申請者は、改良した後も耕作を行う旨を誓約しておりますので、会

長専決により受理いたしました。諸報告は以上です。

日程第6 審議議案の報告

議長（糸会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

斎藤事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の3ページをお開きください。

議案第26号、番号4の申請地 大野原の後に字蓼沼を挿入してください。

次に議案書の6ページをお開きください。

議案第27号、番号7及び番号8の申請地 品沢字甲原とあるのを字中原に訂正してください。

次に議案書の9ページをお開きください。

議案第28号、番号1の貸付地 下吉田の後に字を挿入してください。

訂正は以上です。

それでは、令和元年 第6回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について が2件、

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について が4件、

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について が13件、

議案第28号 農用地利用集積計画の決定について が1件、

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（糸会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議案審議

議案第25号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （2件）

議長（糸会長） 次に、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 私からは、番号1について説明いたします。

本件は、令和元年第5回定例総会において審議いただいた「議案第19号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項規程に基づき決定された大宮字峯沢 畑1筆 1299㎡について譲り受けたい旨申し出があり、譲渡人との間に協議が成立したため、

このたび申請に至ったものです。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりで、申請地は平成1年に相続により取得した土地です。

案内図の 1 ページをご覧ください。土地の所在につきましては、県立秩父特別支援学校から北北西に約550m離れた場所に位置しています。

譲受人は現在、農地を所有していない新規就農者です。かねてより農業に興味があった譲受人は、家庭菜園や親戚である農家の手伝いなどをしながら、自分でも農地を取得したいと考えるようになり、最適な農地を探していたところ、相手方との調整が整ったため、この度の申請に至りました。

譲受人は現在、農業用の機械は有しておりませんが、将来的にはトラクターまたは耕うん機を購入し、また、今回譲り受けることになる申請地内に農業用倉庫を創りたいと考えています。

作付計画としては、申請地の半分一般野菜、もう半分には梅、栗、桃を作付予定であり、様子を見ながら、申請地に適した作物を栽培していきたいとのことです。

高野参与 次に、番号2の案件について説明をいたします。

番号1同様、令和元年第5回定例総会において別段の面積の見直しとして、ご審議、決定いただき設定された農地に対し、譲り受けたい旨の申し出があり、譲渡人との協議が成立したことからこの度の申請となりました。

なお、譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の2ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 滝 畑 2筆 259平方メートルで、水道局影森第2配水池の東120メートル付近に位置し、平成8年の相続及び平成28年の持分放棄により取得した土地です。

譲受人は新規就農者で申請地に隣接して居住しており、会社勤めではありますが自家用の果樹及び露地野菜を栽培するとのことでした。

議長（桑会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

9番（加藤委員） 議案第25号 番号1について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。先日、譲受人と面会し作付け計画と農業に関することを伺いました。当面は農機具は近所の方が貸してくれるとのこと、随時買い揃えていきたい。また、畑の半分を果樹栽培、残りの半分を露地野菜を作付けしたいとのこと。農地の有効利用が図られ

る案件であると思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

1区（吉川推進委員） 番号1について意見を申し上げます。加藤委員と事務局の説明のとおりで、新規就農者が申請どおり耕作していただければ良いのではと感じました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

4番（高野委員） 番号2について意見を申し上げます。概要につきましては、事務局が説明をしたとおりです。譲受人も隣に住んでおりネギや大根等を作付け予定で管理しやすいのではと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

1区（浅見推進委員） 番号2について意見を申し上げます。申請地はそれほど広くなく、良く管理された農地でこちらも近所の人がやってくれるとのことで、問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第25号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

議案第26号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （4件）

議長（糸会長） 次に、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1から3について説明します。

まず、番号1についてですが、

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は日野田町 一丁目 畑 2筆 計69㎡で、平成19年に相続により取得した土地です。

案内図の 3ページをご覧ください。申請地は秩父税務署から北北東に約70m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3

種農地と判断しました。

転用目的は貸住宅敷地の拡張です。

申請事由ですが、申請地は、昭和36年頃より隣接する貸住宅用地への進入路ならびに住宅敷地として使用されていました。このたび、申請地の地目が農地であることが判明しましたが、申請地を通過しなければ奥の宅地へ進入することができず、農地に復旧することが困難であることから、現況のまま使用したいとして、始末書添付のうえ申請されました。進入路先の貸宅地には住宅が2棟建てられており、この部分の全体の敷地面積は本申請地2筆と宅地2筆を併せて、407.08㎡となります。

資金調達計画はありません。また、隣接に農地はなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、進入路、庭の状態となっております。

続きまして、番号2についてですが、

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は中宮地町 畑 2筆 計290㎡で、平成21年に相続により取得した土地です。

案内図の4ページをご覧ください。申請地は秩父第一小学校から北側に約250m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅用地です。

申請事由ですが、申請者は現在、申請地に隣接する土地に家族5人で生活しておりますが、建物も古く、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、当申請地上に新しい住宅を建築したいとして申請されました。既存の住宅には申請者の姉が居住する予定になっています。

なお、申請地と、申請地に隣接する農地については、明治元年より農地転用の許可を得ないまま住宅敷地として使用していた経緯があり、始末書に加え、隣接農地については近いうちに是正の申請をする旨の誓約書が添付されています。

資金調達計画も整っています。

また、転用後は隣接する宅地1筆 16.94㎡と一体で利用するかたちとなり、住宅敷地の合計面積は290.95㎡となります。

隣接農地につきましても譲渡人所有の筆のみであり、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、庭の状態となっております。

続きまして、番号3についてですが、

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は太田 字 山ノ根 畑 4筆 計270㎡で、平成25年に相続により取得した土地です。

案内図の 5 ページをご覧ください。申請地は大田小学校から東北東に約470m離れた場所にあり、立地の基準につきましては農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。

転用目的は住宅敷地の拡張です。

申請事由ですが、申請地は、昭和17年頃、申請者の夫の父の代から、隣接する宅地への進入路、及び住宅敷地として使用されてきました。このたび、申請地の地目が農地であることが判明しましたが、申請地を通過しなければ奥の宅地へ進入することができず、農地に復旧することが困難であることから、現況のまま使用したいとして、始末書添付のうえ申請されました。

転用後は隣接する宅地2筆と一体で利用するかたちとなり、住宅敷地の合計面積は848.51㎡となります。

資金調達計画はありません。隣接農地は譲渡人所有の筆のみであり、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、砂利が敷かれ、進入路の状態となっております。

小嶋主席主幹 それでは、番号4について説明いたします。

申請人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字蓼沼（たでぬま）・畑・1筆・716平方メートルの内69.33㎡で、昭和32年に相続により取得した土地です。

案内図の6 ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道銅黒谷駅の南西約1,000メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、進入路用地です。

申請地は申請者が所有する宅地に隣接しており、家族等が住宅へ入るために利用していた既存の進入路が鋭角で進入しにくく、車両が脱輪してしまうことがあったため、平成31年4月より転用許可の無いまま、本申請地の一部を住宅への進入路用地として使用してきたとのことです。

このたび、今後も住宅への進入路として使用していきたいことから、申請人からの始末書を添付のうえ申請されました。

現地を調査したところ、砕石が敷設され住宅への進入路として使用されていました。

また、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

3番（高橋委員） 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。現地は住宅への進入路として利用されており、元に戻して農地としても利用できないものと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

9番（加藤委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。父の代のときは野菜の苗のハウスが建っておりました。現在は防草シートが張ってありました。事情を考慮すると第3種農地でもあり止むを得ないと判断してまいりました。よろしくご審議の程お願いします。

6番（石橋委員） 番号5の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地を確認してまいりましたが、昭和17年頃より宅地化しており、申請者は遠方におり止むを得ないと考えます。皆さんの判断をお願いします。

3番（高橋委員） 番号4について意見を申し上げます。。概要は事務局が説明したとおりです。申請地は進入路として利用されており、隣接者の承諾書も添付されており、止むを得ないと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第26号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（会長） 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を

相当とすることに決しました。

議案第27号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (13件)

議長(糸会長) 次に、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1から番号8について説明します。

まず、番号1及び番号2についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、番号1については日野田町 二丁目 畑 1筆 229㎡、番号2については、日野田町二丁目 畑 1筆 224㎡で、いずれも平成27年に相続により取得した土地です。

土地の所在につきまして、番号1は案内図の7ページをご覧ください。南小学校から南西に約560m離れた場所にあります。番号2については案内図の8ページをご覧ください。こちらは南小学校の南約330mの位置にあります。いずれの立地の基準につきましても市街化の著しい地域であるため、第3種農地判断しました。

転用目的は番号1、2ともに分譲住宅用地です。

申請事由ですが、申請地は現在不耕作地であると同時に、市街地中心部に近く、住宅地として適した場所にあります。そこでこのたび、不動産業をおこなう譲受人が当申請地を譲り受け、ここを分譲住宅用地として使用したいとして申請されました。

計画では番号1については2区画、番号2については1区画の土地造成をおこなうことになっています。

それぞれ資金調達計画も整っており、また、周辺に耕作農地はありません。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

続きまして、番号3についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は中村町 四丁目 畑 2筆 計464.05㎡で、昭和47年に相続により取得した土地です。

案内図の9ページをご覧ください。申請地は、市立病院の北西に約250m離れた場所にあり、立地の基準につきましても市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人夫婦は現在、子ども2人とともに両親の家に居住していますが、手狭となっており、このたび、祖父である譲渡人から土地を譲り受け、ここに自己用住宅を建築して独立をはかりたいとして申請されました。

資金調達計画も整っており、また、隣接の農地所有者からは転用に差し支えない旨の同意書も添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、一部作付がされており残りは不耕作地となっております。

続きまして、番号4についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は永田町 畑 1筆 29㎡で、平成10年に相続により取得した土地です。

案内図の 10ページをご覧ください。申請地は、西小学校の南東に約200m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は住宅用地の拡張です。

申請事由ですが、譲受人宅には現在、駐車場等に使える満足なスペースがないことから、隣接の宅地を譲り受け、そこを駐車場及び庭として使用する計画を立てていましたが、このたび調査をしたところ、当申請地部分が新たに譲り受ける宅地部分に越境していることが判明しました。そのことを譲受人に連絡したところ、引き取ってほしいという話になったため、昭和46年頃から一体で利用していたという旨の譲渡人名義の始末書を添付し、今回の申請に至りました。

現在、宅地部分に建てられた建物については解体中であり、申請地部分については特別な工事をおこなわないため、資金はかかりません。3台分の駐車場、庭用地として既存宅地、譲り受ける予定の宅地と併せて利用する予定になっております。合計敷地面積は401㎡になります。

隣接に耕作農地はありません。

現地を確認しましたところ、宅地の一部となっております。

続きまして、番号5についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は大畑町 畑 1筆 200㎡で、平成24年に相続により取得した土地です。

案内図の 11ページをご覧ください。申請地は、秩父第一中学校から北に約

200m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は分譲住宅用地です。

申請事由ですが、申請地は市内中心部へ続く幹線道路に面した居住環境の良い平地であり、このたび、ここを不動産業をおこなう譲受人が譲り受け、分譲住宅用地2区画分として利用して申請されました。

計画では、隣接する、宅地1筆、墓地1筆と一体で利用することになっており、3筆を併せた合計敷地面積は413.24㎡となります。

資金調達計画も整っており、また、隣接の農地所有者からは転用に差し支えない旨の同意書も添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

続きまして、番号6についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は中宮地町 畑 2筆 計 52㎡で、平成17年に相続により取得した土地です。

案内図の 12ページをご覧ください。申請地は、聖地公園の交差点から北東に約150m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は住宅敷地の拡張です。

申請事由ですが、申請地は昭和54年頃から、庭木が植えられ、隣接する宅地と併せて譲受人が住宅敷地として使用していました。この度、申請地が農地であることが判明しましたが、農地に復旧することも難しく、現状のまま使用したいとして始末書添付のうえ申請されました。

申請地に隣接する、宅地2筆と一体で利用しており、合計敷地面積は337.11㎡となります。許可後は既存の宅地との間に段差があるため、埋め土をしたうえで継続して庭として利用するとのことでした。

造成に伴う資金調達計画も整っており、また、隣接に農地はありません。

現地を確認しましたところ、庭となっております。

続きまして、番号7、8についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は番号7については、品沢 字 中原 畑 2筆 計 1284㎡、番号8につきましては、品沢 字 中原 畑 2筆 計 1543㎡のうち1343

m²で、いずれも平成28年に相続により取得した土地です。

案内図の 13 ページをご覧ください。申請地はいずれも、大田中学校から南東に約1km離れた場所、譲受人の居住地周辺にあり、立地の基準につきましては農用地区域内の農地です。

転用目的は農地改良で、申請面積が1000m²以上のため、届出ではなく許可事案になります。

申請事由ですが、申請地は道路面よりも低く、また傾斜もあることなどから農地として使用しにくい状態にあります。そこで、ここに盛り土をし、整地することで耕作として使用しやすい状態にすることで農業経営の効率を高めたいとして申請されました。土は隣地にあるものを移動させるとのことでした。

申請は一時転用であり、期間は許可日から一カ月間です。

計画では傾斜を取り除くとともに、隣接道路面より約30cmの嵩上げを予定しています。

転用による資金はかかりません。

一時転用後は白菜、ネギ、ハウレンソウ等を作付予定であり、また、農地改良後は農地として使用する旨の誓約書が添付されています。

現地は、番号7については既に作付がされており、畑として使用されておりました。番号8は保全管理状態であり、一部に作付が見られる状態でした。

高野参与 私からは、番号9について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の14ページをご覧ください。

申請地は、久那 字 北替土 畑 1筆 564平方メートルで、久那小学校の北北東480メートル付近に位置し、平成29年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、資材置場用地です。

申請事由ですが、譲受人は上影森において石材業を営んでおり、現在、金仙寺の門前に資材置場を兼ねた作業場があります。

この度、金仙寺の境内地整備事業の推進に伴う資材置場の移転が必要となり、併せて久那地内にある作業場も資材の増加により手狭になっていることから、代替地を探していたところ、申請地を譲り受けることになり申請されたものです。

配置図、資金計画等も整っておりますので、計画上問題はないと思われま

す。また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺への影響は無いと考

えられます。

現地を確認しましたところ、休耕地でした。

小嶋主席主幹 それでは、番号10についてご説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字北五反田（きたごたんだ）・田・3筆・1，230平方メートルで、平成22年に売買により取得した土地です。

案内図15ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道大野原駅の北東約1,500メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、太陽光発電施設用地です。

譲渡人は高齢のため、耕作することが出来ず、休耕地となっていたところ、太陽光発電事業等を行う譲受人が、日当たりもよく、太陽光パネルが効率よく設置でき、発電量も期待できることから、この土地を買い受け、太陽光発電施設を設置したいと申請されました。

事業計画では、太陽光パネル288枚と、付属の機器等をそれぞれ設置することになっています。

資金計画等も整い、発電事業計画についての認定、電力需給契約についての承諾を得ていますので、計画上問題は無いと思われれます。

また、申請地は国土交通省が指定する砂防指定地域内となっており、工作物の設置等については埼玉県が許可が必要となっておりますが、埼玉県からの砂防指定地域内行為許可も受けております。

隣接農地所有者から転用申請することの承諾書については、申請者より提出予定となっております。承諾書が整えば、農地転用にあたり周辺の営農に係る問題は特に無いと思われれます。

現地を確認しましたところ、申請地は不耕作地となっております。

つづきまして、番号11について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字清水（しみず）・畑・2筆・139平方メートルで、平成10年に相続により取得した土地です。

案内図16ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道大野原駅の北東約2,600メートル付近にあり、立地の基準

としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが自己用住宅用地です。

譲受人は現在、家族四人で市内で借り住まいをしておりますが、子供の成長とともに手狭になり、土地を探していたところ、静かで住宅環境のよい土地を紹介され、ここに住宅を建築したいとして申請されました。

資金調達計画も整っており、隣接に譲渡人所有以外の農地はありません。

現地を確認しましたところ、申請地は現在、保全管理状態でありました。

南主事補 番号12について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川日野字田島 田3筆 823平方メートルで、平成22年に相続で取得した土地です。

案内図の17ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道武州日野駅より南西500メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共物資の対象となっていない小農地の集団として、第2種農地と判断いたしました。

譲受人は、昭和28年に成立した法人で、発電事業、売電事業、太陽光発電所開発に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、目的は申請地を譲り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。

譲渡人における体力的な事情などにより、申請地を管理することが難しい状況にあるため、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

事業計画では、太陽光パネル231枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

申請地近隣の宅地につきましては譲渡人より説明を行っており、理解を得ているとのことです。

現況を確認しましたところ、不耕作地となっております。

新井主席主幹 私からは番号13について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、字新田原内南（うちみなみ） 田 4筆 計810㎡で、平成6年

に売買により取得した土地です。

案内図の18ページをご覧ください。申請地は県道下小鹿野吉田線 釜の上農園村交差点から南に約1240m付近にあり、立地の基準につきましては農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請事由ですが、譲渡人は年齢的にも農業を続けていくのが困難となってきたということから、譲受人が当申請地を借り受け、土地の有効利用を図るべく、ここに太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。なお、譲受人は譲渡人の長男になります。

計画では太陽光パネル189枚を設置する予定です。経済産業省から発電設備についての認定を得ており、東京電力株式会社からの電力需給契約申込みについて承諾を得ています。

資金調達計画も整っております。また、隣接の農地所有者からは転用に差し支えない旨の同意書も添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

なお、申請地は秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農地でしたが、平成30年12月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けています。

現地を確認しましたところ、ナスやジャガイモ、ネギなどが栽培される耕作地となっております。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

3番（高橋委員） 番号1と番号2について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。申請地はいずれも不耕作状態で宅地化が進んでいる地域でございまして第3種農地でございます。止むを得ない案件であると判断いたします。ご審議の程よろしく申し上げます。

9番（加藤委員） 番号3から番号6について一括して意見を申し上げます。すべて第3種農地であること。申請事由、近隣の宅地化の状況、申請書類から判断して止むを得ない案件であると判断いたしました。ご審議の程よろしく申し上げます。

6番（石橋委員） 番号7と番号8について意見を申し上げます。内要は事務局が説明したとおりです。譲渡人本人にも会い話を聞いたところ、農地改良し野菜を作付けするとのことで、一時転用でもあり止むを得ないと思います。ご審議の

程よろしく申し上げます。

2番（横田委員） 番号9について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。譲受人は石材店を営んでおり現在の資材置き場は移転を余儀なくされることになり、申請地は道沿いで出入りもし易いため止むを得ないのかなと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

7番（新田委員） 番号10について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。案内図ではいい土地のように見えますが、現地はくぼ地で太陽光もこういふとこまで進出してきたかという印象です。隣接地も現在は不耕作地ですが、いずれ田をやりたいという意向があり影地にならなければいいなと言っていました。止むを得ないと判断しました。

次に番号11ですが、栃定グラウンドのすぐそばで案内図では住宅があまりないように見えますが、現在は住宅が多くできている所ですので、止むを得ないと判断しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

2番（横田委員） 番号12について意見を申し上げます。申請地は草木が生えており農地としては難しいのかなと思いましたが。心配なのは譲受人のこの業者は秩父市では初めての業者だと思いますが、20年後に荒れていなければいいなと思っております。ご審議の程よろしく申し上げます。

13番（彦久保委員） 番号13について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。周りは荒れた土地で本人も高齢で太陽光にして息子に引き継ぎたいとの意向であり、止むを得ないのかなと感じております。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

9番（加藤委員） 確認ですが、番号10の譲渡人は以前平成22年頃かと記憶しておりますが、3条で経営規模の拡大ということで取得した土地だと思えますが誰か耕作した形跡があるか知っていればお聞きしたい。

7番（新田委員） 堀を挟んだところに私の管理地がありますが、耕作していたという記憶はありません。

9番（加藤委員） この案件は既に9年経っていますのですが、仕方がないかもしれませんが、3条で取得して耕作もしないで太陽光にするのは今後において課題だと思いますので発言させていただきました。

議長（条会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

11番（豊田委員） 番号8の1028㎡の内828㎡とありますが、また、諸報告で1166㎡の内999㎡とありましたが、どのように測っていますか。

斎藤事務局長 番号8については、案内図を見ていただきますと、倉庫がありまして、その面積が200㎡ありますので、登記簿面積からこの200㎡を差し引き828㎡としております。

新井主席主幹務 諸報告の吉田の案件は平面図が付いており、現地で私と番場推進委員とでテープを張って確認しました。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第27号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第28号上程 農用地利用集積計画の決定について （1件）

議長（糸会長） 次に、議案第28号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井主席主幹 議案第28号 番号1 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法、この後は基盤強化法と申し上げますが、その第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和元年6月7日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることが目的としています。

それでは、計画の内容を申し上げます。

貸し付けに係る土地について、借受人、貸付人、土地の所在等は議案書をご覧ください。

申請地は、下吉田字釜ノ上 畑1筆 1,944平方メートルです。

案内図の19ページをご覧ください。吉田総合支所から南に約660メートル先に位置しています。

利用権を設定する期間は、令和元年7月1日から10年間です。

借受人は、申請地に隣接する農地でイチゴの観光農園を経営しており、事業規模の拡大を図るべく借り受けた農地にビニールハウスを建ててイチゴ栽培を行う計画です。

現地を確認したところ、ビニールハウスの建設がすでに始まり、工事が進んでいる状態でした。10月初旬に植え付けを行い、来春の収穫を目指しています。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番（彦久保委員） 議案第23号 番号1について意見を申し上げます。現状については事務局が説明したとおりです。今まで荒れていた土地でしたが借受人の方できれいに管理していただけたと思いますので、非常に結構なことだと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

5区（引間推進委員） 番号1について意見を申し上げます。既にハウスを建てており、イチゴの栽培に励んでいただいております。特別問題もありません。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（条会長） 質疑又は意見はありますか。
（「無し」という人あり）

議長（条会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第28号について市長からの申出でのとおり、決定することに賛成をする挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（条会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申出でのとおり承認することに決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（条会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和元年第6回定例総会を閉会いたします。